

平成 20 年第 1 回安城市議会臨時会付議案件

20. 5. 1

仮番	内 容	
1	議 案 番 号	第 4 9 号議案
	議 案 名	安城市税条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	地方税法の改正に伴うもの (資料は3ページ目にあります。)
2	議 案 番 号	第 5 0 号議案
	議 案 名	安城市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	地方税法の改正に伴うもの (資料は3ページ目にあります。)
3	議 案 番 号	第 5 1 号議案
	議 案 名	安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	地方税法の改正に伴うもの (資料は5ページ目にあります。)

仮番	内 容	
4	議案番号	第52号議案
	議案名	工事請負契約の締結について
	摘 要	<p>安城南中学校校舎改築・耐震補強主体工事</p> <p>場 所 安城市城南町地内</p> <p>概 要 校舎北棟改築工事</p> <p>構造 鉄筋コンクリート造</p> <p>面積 1階 506.36㎡ 2階 506.36㎡ 3階 506.36㎡ 4階 321.45㎡ 計 1,840.53㎡</p> <p>内容 普通教室 9 特別教室 1 会議室 教材室 多目的トイレ エレベーターほか</p> <p>校舎南棟耐震補強工事</p> <p>契約金額 383,040,000円</p> <p>契約の相手方 安城市三河安城南町1丁目11番地10 植村産業株式会社 代表取締役 植村 真一</p> <p>契約の方法 条件付一般競争入札</p>
5	議案番号	第53号議案
	議案名	工事請負契約の締結について
	摘 要	<p>安城西中学校格技棟・技術科棟改築主体工事</p> <p>場 所 安城市福釜町地内</p> <p>概 要 構造 鉄筋コンクリート造</p> <p>面積 1階 709.78㎡ 2階 757.79㎡ 計 1,467.57㎡</p> <p>内容 1階 木工室 金工室 準備室ほか 2階 格技場 更衣室 用具庫ほか</p> <p>契約金額 271,740,000円</p> <p>契約の相手方 安城市横山町寺田35番地4 株式会社ナルセコーポレーション 代表取締役 成瀬 介宣</p> <p>契約の方法 条件付一般競争入札</p>
6	議案番号	同意第1号
	議案名	固定資産評価員の選任について
	摘 要	固定資産評価員 神谷敬信の辞職（平成20年5月11日）に伴う後任の選任

第 49 号議案及び第 50 号議案参考資料

地方税法の一部改正法の概要

1 個人市民税

(1) 寄附金控除の見直し(法第 3 1 4 条の 7 法附則第 5 条の 5 市税条例第 3 3 条の 7 市税条例附則第 7 条の 4)

ア 寄附金控除の制度を次のとおり見直し、平成 2 1 年度分住民税から適用する。

区 分	現 行	改正案
控除方式	所得控除方式	税額控除方式
控除率	適用対象寄附金(所得控除) × 1 0 %	県民税 4 % 市民税 6 %
控除対象限度額	総所得金額等の 2 5 %	総所得金額等の 3 0 %
適用下限額	1 0 万円	5, 0 0 0 円

イ 地方公共団体に対する寄附金については、適用下限額(5, 0 0 0 円)を超える部分について、住民税の所得割額の 1 割を限度として、全額を税額控除する(県民税 5 分の 2・市民税 5 分の 3)。

(2) 上場株式等に係る譲渡所得等及び配当所得に対する課税制度の見直し(法附則第 3 3 条の 2、第 3 5 条の 2 の 5 及び第 3 5 条の 2 の 6 市税条例附則第 1 6 条の 3、第 1 9 条の 5 及び第 1 9 条の 6)

ア 平成 2 0 年 1 2 月 3 1 日をもって、上場株式等に係る譲渡所得等及び配当所得に対する軽減税率(所得税 7 %・住民税 3 %)の適用措置を廃止し、所得税 1 5 %・住民税 5 %とする。ただし、その後 2 年間の特例措置として、譲渡所得等 5 0 0 万円以下及び配当所得 1 0 0 万円以下の部分の税率については、軽減税率を適用する。

イ 平成 2 1 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき上場株式等に係る配当所得について、申告分離課税(県民税 2 %・市民税 3 %)を選択できることとし、平成 2 2 年度分以後の住民税について、上場株式等に係る譲渡損失との損益通算の仕組みを導入する。

(3) 公的年金からの特別徴収制度の導入(法第 3 2 1 条の 7 の 2 から第 3 2 1 条の 7 の 1 0 まで 市税条例第 4 5 条の 2 から第 4 5 条の 6 まで)

年度の初日において、老齢等年金給付(年額 1 8 万円以上)の支払を受けている年齢 6 5 歳以上の者について、平成 2 1 年 1 0 月以後に支払われる老齢等年金給付から、個人住民税の特別徴収を実施する。

2 固定資産税及び都市計画税

- (1) 住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置の創設（法附則第15条の9
市税条例附則第10条の2）

平成20年1月1日以前から所在する住宅（賃貸住宅を除く。）のうち、同年4月1日から平成22年3月31日までの間に外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する改修工事を行ったものについて、翌年度分の固定資産税の税額（住宅1戸当たり床面積の120㎡相当分までの額に限る。）の3分の1を減額する。

- (2) 都市計画税条例の条項整理（都市計画税条例第2条 都市計画税条例附則第16項）
地方税法の改正に伴い、条項を整理する。

第 51 号議案参考資料

安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要

1 特別徴収に関する規定の新設

年度の初日において、老齢等年金給付（年額 18 万円以上）の支払を受けている年齢 65 歳以上の被保険者である世帯主に対して課する国民健康保険税については、平成 20 年 10 月から、特別徴収の方法によって徴収する。

2 後期高齢者医療制度の施行に伴う後期高齢者支援金等課税額の新設

後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（みなし世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。ただし、12 万円を限度とする。

(1) 所得割額

基礎控除後の総所得金額等 $\times 100$ 分の 0.82

(2) 資産割額

当該年度分の固定資産税額（土地及び家屋に係る額） $\times 100$ 分の 3.8

(3) 被保険者均等割額

被保険者 1 人につき 5,900 円

(4) 世帯別平等割額

1 世帯につき 5,400 円（特定世帯は、2,700 円）

(5) 減額措置

基礎控除後の総所得金額等が一定の額を超えない世帯に係る納税義務者に対しては、被保険者均等割額及び世帯別平等割額について、減額措置を講ずる。

3 基礎課税額に係る税率等の見直し

(1) 所得割額

基礎控除後の総所得金額等 $\times 100$ 分の 4.1

基礎控除後の総所得金額等 $\times 100$ 分の 3.28

(2) 資産割額

当該年度分の固定資産税額(土地及び家屋に係る額) $\times 100$ 分の 19

当該年度分の固定資産税額(土地及び家屋に係る額) $\times 100$ 分の 15.2

(3) 被保険者均等割額

被保険者1人につき29,500円

被保険者1人につき23,600円

(4) 世帯別平等割額

1世帯につき27,000円

1世帯につき21,600円(特定世帯は、10,800円)

(5) 限度額の引下げ

53万円 47万円

4 介護納付金課税額

限度額の引上げ

8万円 9万円